

「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」

開催要綱

第1 目的

国においては「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）、
「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」
（平成26年法律第67号）が公布され、法人の政策実施機能や業務の質と効率を向上さ
せるための抜本的な見直しが行われた。

また、地方自治体からも制度改正を求める要望が出ていることや、人口減少問題に
的確に対応する地方行政体制のあり方を検討する必要性が生じている。

以上のような現況を踏まえ、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題について
検討することを目的とする。

第2 名称

本研究会は、「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」（以下、「研究会」という。）
と称する。

第3 構成

- (1) 研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。
- (2) 研究会に、座長1人、座長代理1人を置く。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長代理がその職務を行う。

第4 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見
を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、構成員等による実地調査を実施することが
できる。

第5 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政経営支援室が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は、
座長が定める。